

堺市上下水道事業懇話会 水道料金体系・制度に関する会議 議事概要

- 1 開催日 平成30年10月1日（月）午後2時00分から午後2時50分まで
- 2 場 所 堺市上下水道局本庁舎 4階研修室
- 3 出席者 ○委員（敬称略 順不同）  
岩本朗 楢田泰子 佐藤雅代 篠藤敦子  
○堺市  
上下水道事業管理者 出耒明彦  
上下水道局次長兼経営企画室長 向井一裕  
総務部長 坂口兼  
水道部 児玉隆広  
下水道部長 西野善雄  
ほか17名  
○その他 一般傍聴者 1名

4 議事概要

議事（1）開会

- ・ 構成員の紹介
- ・ 開催における注意事項
- ・ 配布資料の確認
  
- ・ 台風21号への対応について  
(岩本委員)

下水道のマンホールポンプとは、どういう機能を持った機器なのか。

(堺市)

市内のマンホールポンプは228か所ある。通常のポンプ場は大規模な施設であるが、流域が少ない場合は、マンホール内に汲み上げのポンプを設置している。道路上からの見た目では通常のマンホールと変わらない。

下水処理場や大規模なポンプ場では自家発電設備を設置しているが、マンホールポンプには自家発電設備を設置しておらず、電柱から電源をとっているため、停電になると即機能停止する。

台風21号の影響による大規模な停電時は、移動電源車で電源を確保した。

(佐藤委員)

職員も被災するなか、無理を重ねて災害対応に従事しており敬意を表する。

復旧作業が続くなか、健康を維持していくことも必要である。

職務に加え、職員の健康管理やモチベーションが確保できるような体制で復旧作業を進めていただきたい。

(堺市)

災害対応は長期間かかるため、2部体制で対応している。

大規模災害は本市のみでは対応できない。他の機関からの受援に対し、スムーズな対応をとれるかが課題になるため、適宜、受援計画を見直していく。

大規模災害時は、ガス、電気、水などが止まる被害が想定されるなか、今回は停電による

被害が浮き彫りとなった。

様々な課題が明らかとなったため、この教訓を活かして今後の災害に備えていきたい。

(鍬田委員)

災害時給水栓は消火栓を給水栓として使用しているのですが、口径は100mmなのか。

(堺市)

そのとおりである。

(鍬田委員)

今回の応急給水の際、市民へ配った水の料金はどうするのか。

(堺市)

あくまでも緊急時の応急給水であり、無償である。

今回の各停電地区への応急給水は、通常、大規模な災害の対応ではありえない。通常は各避難所において、給水タンクや給水栓を用いて応急給水を行う。

今回、台風21号の影響により、停電が長期に及ぶとみられたことから、集合住宅での断水状況を鑑み、応急給水を実施する判断をした。

(鍬田委員)

他市においては床下、床上浸水など高潮の被害があったが、堺市はいかがか。

(堺市)

根幹的な施設に被害は無かったが、大浜のマンホールポンプが1件、高潮による操作盤の浸水により、機能停止した。

(篠藤先生)

災害対応における官民連携とは具体的にどういったものか。

(堺市)

現在、下水道部はバキューム車やマンホールポンプに関する移動電源車を所有していない。そのため、災害時に民間から優先的に貸していただけるように協定を締結している。今回はその協定に基づき、民間からお借りした。

水道部は移動電源車を所有している。

## 議事(2) 水道料金体系【資料5・資料6】

### ・第3回懇話会の質疑回答、質疑応答

(堺市)

前回の懇話会では、「単価別使用水量の推移のグラフ」について、平成2年度では、従量料金の最低単価40円で供給している水量は25.6%と、全体の4分の1であったが、平成27年度では44.5%となり、大幅に増加している点をご説明した。

本点において篠藤委員より頂戴した、料金収入に占める大口需要者の割合についてのご質問に対し回答する。

平成27年度の1年間の料金収入、使用水量、調定件数に占める大口需要者の割合を資料に示している。

今回、大口需要者とは1か月501/m<sup>3</sup>以上(年間で6,000 m<sup>3</sup>)の水道使用者と定義している。

このグラフから、市内のお客さまの0.1%にあたる大口需要者が、年間の料金収入144億円の21.6%、すなわち約31億円をご負担いただいていることがわかる。

近年、大口需要者が水道から地下水に転換するなどの問題が発生するなかで、負担の公平性の観点からも、改めて、逡増度の緩和が課題と言える。

## ・懇話会意見の発表

(鍬田委員)

水道事業は、固定費が大部分を占める独立採算制の装置産業であり、その財源はほぼ水道料金収入で賄われている。すなわち、安全・安心な水道事業経営を継続していくためには、将来を見据えた適正な料金を算定することが重要になる。

現在、堺市の水道事業は、維持管理と更新の時代を迎えている。人口減少等による料金収入の減少が長期的に続くことが見込まれる一方で、高度経済成長期に布設した管路が法定耐用年数を超え、今後、老朽管の更新需要が年々高まっていく。

また、近年頻発する大規模災害に対する住民からの危機意識も高まっており、管路・施設の耐震化なども進めていかなければならない。

堺市の水道料金体系は、総括原価方式のもと各原価を基本料金と従量料金に配分する二部料金制が採用されている。

現在の料金体系は、固定費の多くを従量料金に配分し、生活用水の低廉な確保に努められているところである。しかし、料金収入に占める従量料金の構成比が高いことから、長期にわたる水需要の減少は安定した経営を損ない、結果的に急激な料金値上げに繋がる。

政令市各市の一般家庭における基本料金と従量料金の配分割合と比較しても、低水準の設定が見られることから、固定費を基本料金で確保していくことが必要であると考ええる。

堺市の従量料金は、逡増制を採用されている。近年、高齢単身世帯の増加を始めとする世帯規模の縮小により、水道用水の購入原価である用水供給料金 72 円/m<sup>3</sup>以下の 40 円/m<sup>3</sup>で使用される水の割合が増加していくことが考えられる。

また、堺市のように逡増制の単価が 1～10 m<sup>3</sup>で 40 円、11～20 m<sup>3</sup>で 125 円と使用区分の間隔が大きく開いている場合は、世帯規模の縮小が給水人口の減少以上に料金収入の減少を招くことにつながるだろうと思われる。

さらに、大口需要者についても、逡増制の料金負担を軽減するため、現在では、地下水利用への転換が進んでいる。これでは、装置産業としての水道システムを維持・継続していくことが非常に困難となる。

生活用水の低廉化・配慮は一定必要ではあるが、やはり負担の公平性の観点からも最低単価の引上げや最高単価の引下げ等、改めて適正な料金体系への見直しが必要と考える。

このような状況の中、次の3点について取り組まれない。

### 「基本料金と従量料金の配分見直し」

水道施設を適正に維持・更新していくために、基本料金と従量料金を適正に配分し、必要となる財源を確保されたい。

### 「逡増度の緩和」

負担の公平性の観点からも、従量料金の逡増制の緩和に努められたい。特に世帯の小口化が進んでいる堺市においては、経営安定化のため最低単価の適正な再設定を行うべきである。

### 「中長期的な経営の安定性の確保」

料金体系の改定の際は、生活用水の低廉化にも配慮した上で、将来的な経営の安定性を考慮した料金体系に見直されたい。

### 議事（3）福祉等施設料金【資料6】

- ・質疑応答

- ・懇話会意見の発表

(岩本委員)

水道事業では、公営企業の経営原則である経済性の発揮とともに、使用者に対する料金負担の公平性が求められる。

福祉等施設料金制度は、第一種社会福祉事業に位置付けられる入所型の福祉施設に対して、入所者数に応じて従量料金の負担を軽減する制度であると説明を受けた。

昭和50年の料金改定において、逓増制を導入したことで、福祉等施設における水道料金が値上りしたことに對し、経過措置的に導入されたものと説明を受けた。

総括原価方式での水道料金の算定においては、負担軽減による減収が、その他全ての利用者に転嫁されるという点を意識する必要がある。また、多種多様な福祉施設のうち、一部の福祉施設にのみ制度が適用されるという点からも、料金負担の公平性の観点で課題があると言える。

これらの課題は、平成13年の懇話会においても言及されている。

当時、「水道局としては、受益者負担及び独立採算制の原則に立ち返ることとし、一部の福祉に関する水道料金上での特例措置については、堺市の一般行政で対処する等見直すべき時宜にある」と提言された。この提言の趣旨は現時点においても当然、妥当すると考える。

見直しに向けた提言がなされてから、約17年間経過していることは、重く受け止めるべきと考える。

また、昭和51年に制度が創設されて以来、約40年経過していることから、逓増制導入に対する経過措置という制度創設の目的は、既に十分達したものと考えられる。

こういったことから、福祉等施設料金制度については、過去の懇話会の議論を踏まえ、公営企業における経営原則と特例制度が適用されない一般の利用者との公平性の観点から、廃止すべきと言える。

(篠藤委員)

福祉等施設料金制度は、昭和51年に創設されて以来、経過措置が40年間据え置かれていた。税法などにおける経過措置では、徐々に率や割合を増減することで、最後にはあるべきにもっていくという手法がとられている。

厚生年金においても同じく、平成16年から平成29年にかけて毎年0.354%ずつ負担率を増やし、平成29年10月にあるべき負担率まで持ってきた経緯がある。

もし、逓増制の議論で経過措置を設けるのであれば、良いか悪いかは別として、段階的に料金の見直しを実施するという手法を考えてもよいかもしれない。

### 議事（4）みなし料金制度【資料6】

- ・質疑応答

- ・懇話会意見の発表

(佐藤委員)

資料6ではp.6、p.7に該当するが、篠藤委員から福祉等施設料金は40年永らく据え置かれた経過処置であるとの話があった。みなし料金制度は、その意味では平成14年の料金改定

時の激変緩和措置であり、比較すれば、まだ短いと言えるかもしれないが、経過措置あるいは激変緩和措置という意味合いに対しては既に長いと考える。

その意味でみなし料金制度について、結論から申し上げる。

資料6のp.7に記載された見直しの方向性では大きく3点を述べているが、最も大きな点は、必要な適正価格を設定して、安全・安心な水道を提供してくださいということである。

みなし料金制度に関する意見は、「料金体系の見直しと併せて、可能な限り速やかに、みなし料金制度を見直しされたい」である。

なぜなら、激変緩和措置として本制度の導入後、相当期間が経過しているからであり、料金体系の見直しと合わせて、みなし料金制度も見直すべきである。

二つ目の意見は、「用途別料金制の考え方は廃止することが望ましい」である。

基本料金については口径別とすべきであり、また、従量料金は本来均一料金が理想である。過去からの経緯が残っているのは承知しているが、やはり用途別料金制度の考え方は廃止することが望ましい。

みなし料金制度は、口径25mm以上のメーターを設置している使用者について、使用用途が家事用又は家事用に準ずる場合において、当該メーターの口径を20mm以下とみなして料金算定を行うことで、生活用水にかかる料金を低廉に抑えるものである。

この制度は、生活用水への配慮から家事用用途に対しての優遇として、料金を安価に抑える形で行われてきたものである。

しかしながら、平成14年の料金改定時に家事用用途の使用者への激変緩和措置として導入されたものであり、導入から十分に相当期間が経過している。

実際、激変緩和という点を除くと、本制度は使用用途によって料金に差別を生じさせる制度であり、水道料金算定要領では、用途別料金体系は漸進的に解消すべきとされている。

このことから、料金体系は、口径別料金制に基づきメーター口径に応じた基本料金と、使用区分に応じた従量料金を設定し、使用者負担の公平性を保つことが望ましいと言える。

資料6のp.6の表2に「みなし料金」を適用した料金が記載されている。これを見ると、基本料金及び従量料金において、非常に大きな差が生じている。

本来であれば、同じ「水」であり、同じ「家事用」であるが、非常に大きな差が出ているという点は、やはり再検討すべき部分である。

またp.7の表3「口径・用途別の使用者数」において、現状の制度であれば口径20mmにみなしているところを、単純に口径20mmと25mm以上に区分し、料金を支払ってもらう話にするのは簡単ではあるが、用途別使用者数のところを見ると、口径25mmの使用者については、まだ配慮が必要かもしれないと考える。

現行、口径25mmの使用者数のうち、家事用が7,527件に対し業務用が4,021件となっており、過半数、実際6割以上が家事用の使用者となっている。

その現状及び他都市の状況に鑑み、料金体系における位置づけを検討していただく必要があると考える。

それらのことを踏まえて、みなし料金制度の見直し、並びに用途別料金制度の考え方の廃止を意見として申し上げる。

## 議事（５）基本料金の日割り制度【資料６】

- ・質疑応答
- ・懇話会意見の発表

（篠藤委員）

基本料金の日割計算は、月の途中で水道の使用を開始又は中止した場合、基本料金を使用日数に応じて日割りする制度であり、平成 20 年度の堺市上下水道事業懇話会の提言に基づき、料金算定における公平性及びサービスの向上を目的として、平成 21 年度から制度を開始している。

しかし、使用期間によっては、料金徴収に必要な経費を回収できていない状況が発生している。

こういったことから、必要経費を十分に精査され、必要経費が確保できる基本料金の日割制度を検討され、不足分の経費負担がその他の使用者に転嫁されないようにすべきであると考える。

## 議事（６）閉会

- ・上下水道事業管理者意見

（上下水道事業管理者）

改めて、水道料金体系・制度に関するご意見を頂き感謝申しあげる。

委員の皆さまのご意見としてもいただいたとおり、水道事業は「安全」、水道料金に関する「安価（低廉）」、持続可能な「安定」した経営、この 3 つの「安」のバランスをとりながら長期的な経営をしていくことが必要である。

局としても、継続した人口減少と水需要減少の中、引き続き経営改革に取り組み、経営の安定を維持していきながら、現行の料金水準を維持して参りたい。

そのために、将来の水需要減少に合わせた適正な料金体系へ見直しを進めるべきと各委員からご意見をいただいた。

## 料金体系

料金体系については、「基本料金と従量料金の配分の見直し」「逓増度の緩和」「中長期的な経営の安定性を考慮した料金体系の見直し」とのご意見をいただいた。

特に装置産業である水道事業者として、今後将来に渡る人口減少に対し、固定費について、やはり基本料金と従量料金の配分の見直しを進めていくべきであると考えます。

逓増度についても世帯の小口化という課題、リスクがある。それらを踏まえ、具体的には平成 33 年度からの次期水道ビジョン策定時に、将来収支見通しを更新するなかで、他都市の状況などを調査、研究を行いながら、適正な料金体系かつ将来に渡って持続可能な水道事業を行うための料金体系に向けて、見直しに取り組んで参りたい。

## 福祉等料金制度

福祉等料金制度は、料金が急激に値上げされた時代に負担軽減のための特例制度として設けられたものである。しかしながら、一部のお客さまの負担軽減のために、その他全てのお客さまに負担いただくという面がある。

ご指摘のとおり、上下水道局としても公営企業の経営原則や、適用対象施設の公平性に課題のある制度だと考えている。制度開始当初から相当な期間が経過し、対象施設の取り巻く

状況も変わっていることから廃止に向けて進めて参りたい。

#### みなし料金制度

みなし料金制度については、委員の皆さまにも大変分かりにくい仕組みであろうかと思う。

これは過去の経過からきた制度であるが、特に平成 14 年の料金改定時の激変緩和措置として設けられたものであり、既に相当期間が経過している。

当然、用途別の廃止を前提としたあるべき姿、口径別料金制度をめざすということで、段階的な廃止に向けた検討を進めて参りたい。

#### 基本料金の日割り制度

必要経費を精査して、それに見合う基本料金の日割り制度の検討を進めたい。

以上、色々なご意見をいただき、上下水道局として次の段階に向けて検討をしていきたい。